

We pioneer Motion

Guideline

WHISTLEBLOWING SYSTEM

目次

1	はじめに	3
2	通報チャネル	4
3	通報のカテゴリ	5
3.1	汚職/贈収賄/賄賂の受け取り	5
3.2	詐欺/信託違反/大規模窃盗/横領/文書偽造	6
3.3	利益相反	6
3.4	税金または関税に関する規制の違反	6
3.5	競争法および独占禁止法の違反	6
3.6	企業秘密の侵害	6
3.7	データプライバシーの侵害	6
3.8	マネーロンダリング/テロ資金供与	7
3.9	環境被害	7
3.10	人権	7
3.11	制裁および禁輸措置	8
3.12	拘束力のある製品関連の誓約に対する違反（技術コンプライアンス）	8
3.13	Schaeffler Group（シェフラーグループ）の Code of Conduct または Schaeffler Group（シェフラーグループ）の Supplier Code of Conduct/その他のコンプライアンス関連の通知に対する違反	8
4	通報の内容	9
5	通報後の手順	9
5.1	通報の実行	9
5.2	受理の確認	9
5.3	初期の疑惑	9
5.4	対面での面談	10
5.5	特別調査の実施	10
5.6	内部通報者へのフィードバック	10
6	内部通報者および影響を受ける関係者の保護	10
6.1	匿名性	11
6.2	機密保持	11
6.3	差別の禁止	11
6.4	責任の免除	11
6.5	内部通報者が保護されない場合	11
6.6	影響を受ける人の保護および権利	12
7	外部の通報先機関	12

1 はじめに

Schaeffler Group (シェフラーグループ) は、世界各国の適用法を遵守しており、Schaeffler が掲げる価値観の維持にも尽力しています。これらについては、[Schaeffler Group \(シェフラーグループ\) の Code of Conduct](#) および [Schaeffler Group \(シェフラーグループ\) の Supplier Code of Conduct](#) の中でも明記されています。

これらの義務を確実に遵守するために、Schaeffler は社員および外部の人（両方のグループを総称して、以下「内部通報者」と呼びます）に対し、違反の可能性があれば通報するよう求めています。そのため、Schaeffler では、さまざまな通報チャネルを選択できる内部通報システムを構築しており、これらを通じて内部通報することができます。

この文書では、内部通報者に関する次の情報について説明します。

- 選択できる通報チャネル
- 許容される通報のカテゴリ
- 通報時に提供すべき情報
- 通報後の手順
- Schaeffler が内部通報者を確実に保護するための対策

2 通報チャンネル

Schaeffler は、内部通報者のためにさまざまな通報チャンネルを用意しています。インターネット経由の電子通報システムに加えて、電話、郵送、Eメール、または対面で通報を行うこともできます。

以下の通報チャンネルは、Schaeffler Group (シェフラーグループ) の社員だけでなく、外部の人にも公開されています。

	電子通報システム	www.bkms-system.net/schaeffler
	Eメールの場合	investigations@schaeffler.com
	電話の場合 会社アクセス用 PIN : 3758	<ul style="list-style-type: none"> • ドイツ語 +49 30 99257146 • 英語 +49 30 99257146 • フランス語 +49 30 99257146 • スペイン語 +1 213 2791015 • ポルトガル語 +55 61 35507564 • 中国語 +86 10 65997961
	郵送の場合	Schaeffler AG Forensics & Investigations Industriestraße 1-3 91074 Herzogenaurach Germany
	対面の場合	グループ最高コンプライアンス管理 責任者 Compliance & Corporate Security (コン プライアンス・企業セキュリティ) Industriestraße 1-3 91074 Herzogenaurach Germany compliance@schaeffler.com

3 通報のカテゴリ

通報チャンネルはいつでも利用できます（例外：グループ最高コンプライアンス管理責任者への直接の通報）。郵送での通報、Eメールで送信する通報、電子内部通報システムを通じて提出される通報は、どの言語でも行うことができます。

また、Schaeffler Group（シェフラーグループ）の社員は、コンプライアンス担当組織の全社員および自身の上司に通報することもできます。

すべての通報は中央通報対応事務室¹（Compliance Forensics & Investigations（コンプライアンスフォレンジック・調査）部門）に転送され、そこで文書化されます。個々の通報チャンネル、特に電子内部通報システムに関する一般的な質問、および通報を行う前の質問については、Compliance Forensics & Investigations（コンプライアンスフォレンジック・調査）部門（investigations@schaeffler.com）にお問い合わせください。

内部通報者は、Schaefflerの社員が、自身の雇用に関連して確約した法的要件やSchaefflerの内部規則（Schaeffler Group（シェフラーグループ）のCode of Conduct、Schaefflerの個々のポリシーなど）に反する違反行為があった可能性について通報することができます。

通報カテゴリ「環境被害」および「人権」では、Schaeffler、直接または間接のサプライヤー、顧客その他のビジネスパートナーにおけるデューデリジェンス義務の違反があった可能性を示す兆候について通報することができます。

また、第三者によるSchaefflerへの危害の可能性を示す情報も提供できます。

以下のカテゴリが用意されています。

3.1 汚職/贈収賄/賄賂の受け取り

カテゴリ「汚職/贈収賄/賄賂の受け取り」は、第三者が義務に反する便宜の申し出もしくは供与を受ける状況、または自分自身の公的立場を利用して不当な便宜を受けたり要求したりする状況を指します。

例：交渉または入札過程で直接渡される不適切な贈答品または招待状、契約を獲得する目的での豪華な旅行への招待、認可を得るための公務員への便宜、より高い購入価格の承諾への見返りとして招待を受けたり贈答品を受け取ったりすること。

¹ 現地で内部通報対応事務室を設置する必要がある国の場合、現地の内部通報対応事務室の業務は、法律で認められている範囲内で、Compliance Forensics & Investigations（コンプライアンスフォレンジック・調査）部門の中央通報対応事務室に移管されています。

3.2 詐欺/信託違反/大規模窃盗/横領/文書偽造

Schaeffler の資産を毀損する各犯罪行為は、「詐欺/横領/大規模窃盗/横領/文書偽造」のカテゴリにまとめられています。文書偽造は、合法的取引において欺くことを目的とした、文書または文書の一部の意図的な変更、製造または改ざんなどについても通報することができます。

例：余剰金を確保する目的での高額すぎる請求書の発行、個人的な便宜を得るための会社にとって不利な取引の締結、赤字を黒字にする粉飾決算、会社の資金や業務上の資材の私物化、許可を得ていない会社財産の持ち出し、虚偽の事実（事実に対応しない説明）の意図的主張、署名の偽造、契約内容の事後改変。

3.3 利益相反

社員の個人的な利益が会社の利益と相反する状況です。

例：社員が、自分または家族が利害関係のあるビジネスパートナーとの契約の締結を開始、推進、または承認する。

3.4 税金または関税に関する規制の違反

税金や関税に関する規制に違反している可能性について通報することができます。

例：税申告の情報が正しくない。

3.5 競争法および独占禁止法の違反

独占禁止法および競争法では、企業が自身の市場行動を独立して管理することが義務付けられ、競争の制限を意図した、または結果として競争の制限をもたらす企業間の協定および調整が禁止されています。

禁止行為の例としては、以下のようなものが挙げられます。価格協定、競合企業間の地域協定または顧客割当、競合の相互回避/不可侵協定（要求する側も）（相手企業の社員を勧誘しない協定など）、競合企業間での戦略情報（価格、数量、キャパシティ、顧客販売など、競争に関連する情報）の交換、入札に関する協定、販売価格の指定、個々の顧客への提供のボイコット、市場における優越的地位の違法利用。

3.6 企業秘密の侵害

業務上の機密事項が許可なく取得された、または許可なく利用された事実について通報することができます。

例：機密事項である技術図面、計算等の開示。

3.7 データプライバシーの侵害

データプライバシー法違反の疑いについて通報することができます。

例：モバイルデータ記憶媒体の盗難、公開配信リストを付した、または間違った受信者への Eメールの送信、郵便物の紛失または無許可の開封、個人的な Eメールデータの送信。

3.8 マネーロンダリング/テロ資金供与

マネーロンダリングとは、犯罪によって生じた特定の収益を、金融サイクルに落とし込み、これを通過させることで、合法的な活動に向けたものであるかのように見せかけることを目的としたプロセスを指します。これは、犯罪による資産が関係していることを常に知られないようにする形で行われます。

テロ資金供与とは、金融リソースの全部または一部が、テロ攻撃を実行、誘発、または支援および幫助するために使用されることを知りつつ、その金融リソースを提供または収集することを指します。

例：顧客が、違法行為によって得た金銭を使って過払いをし、その後過払い分の金額を別の口座に送金して戻すよう要求する。これまで取引のなかった顧客が、大量に注文して現金で支払いたいと希望してくる。

3.9 環境被害

環境に悪影響を与えている可能性、特に、空気、土壌、地下水または地表水の意図的または無思慮な汚染について通報することができます。

例：フィルターシステムの迂回または無効化、液体の不適切な保管、汚染された廃水やその他の液体の排出、廃棄物の不適切な取り扱いおよび違法廃棄、製品または生産工程における禁止化学物質の使用。

3.10 人権

通報カテゴリ「人権」には、Schaeffler、直接または間接のサプライヤー、顧客、およびその他のビジネスパートナーにおける、以下に関するデューデリジェンス違反またはその兆候が含まれます。

- 現代奴隷制、強制労働の雇用
- 人身売買
- 禁止されている児童労働
- 差別（国籍や民族的出自、社会的出自、健康状態、障害、性的指向、年齢、性別/ジェンダー、政治的見解、宗教、信念などに基づくもの）
- 結社の自由の無視
- 労働安全衛生に関する現地の規制の無視
- 適正な賃金²または現地の法定最低賃金の支払いの留保
- 違法な占有剥奪、および人の生活を確保する上で使用を要する土地、森林、水の取得、建設、またはその他における土地、森林、水の違法な剥奪の禁止。
- 会社のプロジェクトを保護するために、民間または公設の治安部隊を雇用または使用する際に、治安部隊の使用において会社側の指示または管理が欠けていることが原因で、以下の状況が発生している場合。
 - 拷問、残酷な取り扱い、非人道的取り扱い、または品位を傷つける取り扱いの禁止が無視されている。
 - 生命または身体が侵害されている。
 - 結社の自由が侵害されている。

例：サプライヤーが、労使協議会の設立を防止するために違法な措置を講じている。サプライヤーの社員が、金銭的な報酬を得ずに、労働時間規制法に違反して、契約で合意したよりも倍の時間働くことを強いられている。

² 適正な賃金は、少なくとも、適用法によって定められた法定最低賃金とし、それ

3.11 制裁および禁輸措置

輸出規制や制裁規制に違反する可能性のある、あらゆる種類の取引を通報することができます。

例：制裁対象企業/個人への納入、承認を得る義務を回避するために商品分類を意図的に誤ること、顧客/商品受領者が当社製品を禁止されている用途に使用する兆候を意図的に無視または隠蔽すること、禁輸国の違法な通過または禁輸国への違法な納入。

3.12 拘束力のある製品関連の誓約に対する違反（技術コンプライアンス）

この通報カテゴリは、製品が非準拠となる結果を招く、製品関連の義務に対する違反の可能性を指します。製品関連の義務は、例えば、適用される法律、規範、基準、契約により合意された顧客の技術的仕様、内部規則、会社が表明した自主的誓約などから生じます。

例：環境法の不遵守、広告された製品機能の実際の製品機能からの逸脱、セーフティクリティカルな製品の市場への投入。

3.13 Schaeffler Group（シェフラーグループ）の Code of Conduct または Schaeffler Group（シェフラーグループ）の Supplier Code of Conduct/その他のコンプライアンス関連の通知に対する違反

この通報カテゴリには、企業の経済活動中に生じた、または個々の規範を遵守する義務のある者が犯した、Schaeffler Group（シェフラーグループ）の Code of Conduct または Schaeffler Group（シェフラーグループ）の Supplier Code of Conduct に対する違反が含まれます。

また、Schaeffler の経済活動の範囲内における、刑法に違反するか、Schaeffler に罰金を科される結果を招く可能性のある作為不作為など、その他のコンプライアンス関連の情報も提供することもできます。

4 通報の内容

通報の処理を可能にするために、内部通報者は事案について可能な限り詳細に記述する必要があります。

内部通報にあたっては、以下のポイントを参考にいただければ幸いです。これらのポイントは、電子内部通報システムでも要求されます。

- インシデントの詳細な説明（出来事の発生順序、場所、不正行為の可能性のある行為がなされた日時、どの会社/ロケーションにおいてか、またはどの部署においてかなど）。
- 関係者に関する詳細情報（影響を受ける人、目撃者、実行者、およびこれらの人の Schaeffler との関係など）。
- すでに発生したインシデントによって生じうる悪影響（人身傷害や金銭的損失）、およびそのインシデントによって危害が及んだ、または影響を受ける可能性のある個人またはグループの身元。
- 通報者の身元、または匿名で通報を行う選択肢の選択に関する情報。

また、電子内部通報システムに文書をアップロードできるため、アップロード後に通報対応事務室が閲覧できます。さらに、電子内部通報システムを介した通報対応事務室との通信が暗号化されるようにメールボックスを設定することもできます。そうすることで、内部通報の内容に関する詳細や不明点をさらに明確にすることができます。匿名での通信も可能です。

5 通報後の手順

通報の処理については、Schaeffler の中央通報対応事務室（各種通報チャンネルからの内部通報はここで文書に記録されます）が、初期の疑惑の調査を支援するさまざまな部門と連携し、必要に応じて特別調査を担当します。

5.1 通報の実行

この手順は、Schaeffler が用意している通報チャンネルの 1 つに内部通報者が通報を行うことから始まります。

5.2 受理の確認

通報対応事務室は、内部通報者からの通報を、さまざまなチャンネルから受け付けています（セクション 2 を参照）。通報対応事務室は、行われたすべての通報を文書に記録し、通報が行われてから最大 7 日以内に、それを受理したことの確認を内部通報者に連絡します。内部通報者は、自身の通報において連絡先を伝える選択をした場合、または、電子内部通報者システムを介した匿名での通報の場合には、メッセージを受信するようにメールボックスが設定されている場合に限り、通知を受けることができます。

5.3 初期の疑惑

担当部門が初期の疑惑の存在について調査します。

受け取った情報では初期の疑惑の正しさの裏付けとならない場合、担当部門は、初期の疑惑につながる可能性がありそうな追加の情報または文書を入手するために、内部通報者への連絡を試みます。内部通報者には、少なくとも 6 週間の回答期間が与えられるものとします。

この照会の後であっても初期の疑惑の存在を確認できない場合、または通報された問題がどの通報カテゴリにも該当しない場合には、担当部門は内部通報者に対し、連絡が可能であれば、前記の理由により手続きが終了したことを通知するものとします。

初期の疑惑が重大な不正行為である場合は、その通報について詳細な調査（特別調査）が行われます。

5.4 対面での面談

内部通報者が対面式の面談を希望した場合、担当部門は合理的な期間内に面談を準備する必要があります。

5.5 特別調査の実施

不正行為の初期の疑惑がある場合、Compliance Forensics & Investigations (コンプライアンスフォレンジック・調査) 部門は独立した特別調査を実施するか、適切な調査部門を関与させます。

調査担当者が偏見を持っている、または利益相反の対象となっているために、独立して調査を実施できない場合は、独立の部門が調査を実施するものとします。

特別調査は、事案の全体的事実を明らかにし、実行者および関与者と犯行日時を特定し、Schaeffler および/または影響を受ける人の損害を判断する必要があります。

以下の場合、特別調査は終了することがあります。

- 可能な限りの相応かつ合理的な調査手段を尽くしたにもかかわらず、実行者を特定できなかった
- 初期の疑惑が特別調査中に完全に誤りだと立証された
- 特別調査中の初期の疑惑が、法律に基づき利用可能な調査手段では否定することも立証することもできなかった
- 疑う余地もなく不正行為を立証できるものであった

各特別調査は、実施されるべき社内措置（プロセス改善、社員に対する制裁など）または実施されるべき社外措置（政府機関への事実の報告、損害賠償請求、サプライチェーンにおける人権関連または環境面の義務違反が生じた場合の是正措置など）に関する提案事項を含む最終報告書の作成をもって終了します。

5.6 内部通報者へのフィードバック

フォローアップ報告

内部通報後 3 か月以内に、通報対応事務室は内部通報者にフィードバックを提供します。フィードバックには、予定されている措置とすでに実施された措置に関する情報が含まれます。

特別調査完了後のフィードバック

通報を受けて特別調査が行われた場合、内部通報者は、特別調査の終了時にその結果についてフィードバックを受けます。

フィードバックの制限

Schaeffler は、社内での照会または調査に影響を与えることがなく、通報の対象者または通報において名前が挙げられた人の権利に影響を与えない範囲でのみ、内部通報者にフィードバックを提供します。

6

内部通報者および影響を受ける関係者の保護

Schaeffler は、通報を受けた場合、その内部通報者が自身の雇用に関する影響などの悪影響を Schaeffler から受けることのないよう徹底します。ただし、通報された不正行為に内部通報者が（作為不作為を通じて）積極的な形で関与していないことを条件とします。Schaeffler は、内部通報者を確実に保護するために、以下に記載する措置を講じます。

6.1 匿名性

内部通報者は、内部通報書を提出する際、身元を開示する必要はありません。Schaeffler は、匿名で提出された通報書についても調査します。

電子内部通報システムが使用された場合でも、内部通報者の身元について結論を引き出すことはできません。内部通報者の匿名性は、この通報チャネルを通じて最善の形で保証できます。

6.2 機密保持

内部通報者が匿名で通報していない場合でも、内部通報者の身元の機密性は最も重要なことです。

内部通報者の身元および内部通報者の身元に関する結論を引き出すことができるすべての状況は、Schaeffler では機密情報として取り扱われます（知る必要のある人だけが知る原則）。

Schaeffler が用意している通報チャネルはすべて、通報の受付、処理、フォローアップ措置の実行の担当者、およびこれらの業務の遂行をサポートする者だけが通報内容を知ることができるように編成されています。

Schaeffler は、内部通報者、および特別調査の文脈における事案の事実に関する情報、ならびにフォローアップ措置または是正措置の実施に関する情報の開示を、それがこれらの措置の遂行にとって絶対的に必要である範囲でのみ許可します。

Schaeffler は、第三者、特に法執行機関に対し、内部通報者の身元を開示することを法律で義務付けられている場合、機密性を保つことはできなくなります。処理およびフォローアップ調査に関与する人の輪を超えて身元を開示しなければならない場合は、事前に内部通報者に通知する必要があります。ただし、それを通知することに法律上または事実上の障害がないことを条件とします。

6.3 差別の禁止

Schaeffler では、通報を行ったことに対する反応として、内部通報者が不利益を被るようにすること、および不利益を被ると脅すことは禁止されています。

Schaeffler は、通報が行われた後に内部通報者が不利益を被るようにする場合、その不利益が十分に正当な理由に基づくものであるか、通報に基づくものでないことを証明する必要があります。

6.4 責任の免除

内部通報者は、通報または開示した情報の入手またはアクセスに関して、Schaeffler から法的責任を負わされることはありません。このことは、内部通報者が情報を入手するために犯罪行為を行った場合には適用されません。

6.5 内部通報者が保護されない場合

故意に、または重大な過失により誤った通報を行った内部通報者を Schaeffler が保護することはありません。

6.6 影響を受ける人の保護および権利

特別調査を行う場合、担当部門は、影響を受ける人の権利を尊重するものとし、以下の原則に従うものとします。

- 個人の権利を尊重すること
- 機密性の高い個人情報には慎重に取り扱われるものとする
- すべての調査措置は相応なものでなければならないこと
- 特別調査の影響を受けるすべての人が、必ず、公平に、かつ敬意をもって扱われること
- 通報対応事務室は、その調査措置において常に公平でなければならない

調査措置は、客観的に、制約を設けず、事実に基づいて、適時に、効率的に、かつ効果的に実施されるものとします。

7 外部の通報先機関

社員は、特定した不正行為について、検察をはじめとする外部の機関や警察当局に連絡する前に、まず、社内で内々に解決できる策を探し、その問題を社内で通報する必要があります。